

別紙 16

豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例  
の基本的な考え方

# 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区 建築条例の基本的な考え方

## 目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区  
    建築条例（仮称）の骨子・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 1. はじめに

豊橋公園は、昭和 22 年 5 月に都市計画決定され、昭和 23 年 8 月には豊橋球場（野球場）が、昭和 24 年 11 月には陸上競技場が建設され、その他にもテニスコート、武道館、美術博物館などが整備されてきました。令和 4 年 5 月にはこの豊橋公園を多目的屋内施設の整備計画地として選定し、多目的屋内施設整備基本計画においては、整備に向けての基本的な考え方をまとめています。

現在の用途地域は、第一種住居地域であり、観覧場や一定規模以上の公園施設の建築が制限されています。

こうした制限があるなかで、周辺の住環境に与える影響を抑えながら、文化・運動・社会教育機能を充実していくにあたり、この用途の利便の増進や環境の保護等を図るため特別用途地区を定めることが妥当であると考えています。

また、この都市計画と併せ、建築基準法に基づく、建築物の用途に係る制限の緩和とこれに伴う建築物の制限を定める建築条例の制定が必要です。

このように特別用途地区を定め建築条例を制定することにより、文化・運動・社会教育施設の集約が進み、にぎわいと活気に満ちた東三河の中心にふさわしい拠点の形成につながるものと考えています。

## 2. 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例(仮称)の骨子

### (1) 目的

建築基準法第 49 条第 2 項及び第 50 条に基づき、豊橋公園の特別用途地区における建築物の用途の制限を緩和し、これに伴う当該建築物の制限に関し必要な事項を定め、その地区の指定の目的を実現することを目的とする。

### (2) 適用区域

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された豊橋公園の特別用途地区。

### (3) 建築物に対する用途制限の緩和

①(2)の区域内のうち家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を除く区域は、次の用途の建築物を対象として緩和する。

観覧席を有する運動施設、劇場、音楽堂、演芸場、展示場、集会場(市民館を除く。)及び美術館又は博物館

②(2)の区域内は、次の用途の建築物を対象として緩和する。

屋外運動場に付属する観覧席

③(2)の区域内における観覧席の用途に供する部分の床面積の合計は、10,000 m<sup>2</sup>以下とする。

### (4) 建築物の構造等に関する制限

特別用途地区内において、(3)に掲げる用途の建築物の建築制限の緩和に際して制限する事項。

#### ①建築物の構造等

ア. 建築物の外壁、屋根、開口部の構造について、遮音性能を有するものとする。

イ. 建築設備のうち、屋外に影響する照明設備及び音響設備は、当該建築物以外への影響を抑制した設備とする。

#### ②建築物の壁面の位置

ア. 特別用途地区の境界線より 20m以上を確保すること。

### (5) 施行時期

この条例は、特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日と同日の施行を予定。



(3) 特別用途地区及び建築条例のスケジュール（予定）

項 目		令和5年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特別用途地区	県協議							—			—				
	都市計画案の縦覧								—						
	都市計画審議会										●				
	告示											●			
建築条例	パブリックコメント							—							
	大臣承認手続き									—					
	議決・公布											●			

※建築条例（案）の上程は、令和5年12月の議会を予定しています。